

＊北海道公報

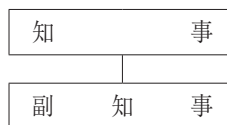
発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

訓 令	
○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……………（総務部総務課）	1
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（総務部総務課）	2
○特定調達契約に係る入札の公告……………（総務部総務課）	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（食品衛生課）	4
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	5
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………（農業施設管理課）	5
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	5
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	6
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	6
○森林法による通知に代える公示（3件）……………（治山課）	6
○土地収用法による事業の認定……………（建設部総務課）	7
○準用河川の認定の一部改正……………（維持管理防災課）	7
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（維持管理防災課）	7
○北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定の一部改正 ……………（都市計画課）	8
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	9
○政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正……………（財務指導課）	9
○北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱の廃止……………（財務指導課）	9
○平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な参	

別表第1（第3条、第4条関係）

保 安 管 理 組 織



凡 例

- 組織上の命令系統
- …… 総務部長の調整系統
- 保安責任者

加資格等の一部改正……………（財務指導課）	9
道企業管理規程	
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……………	9
道議会訓令	
○北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令……………	10
道議会告示	
○北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則……………	10
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（6件）……………	10
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則……………	13
道人事委員会告示	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程の一部改正……………	15
道警察本部告示	
○刊行物等による情報提供推進要綱の一部改正……………	16

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

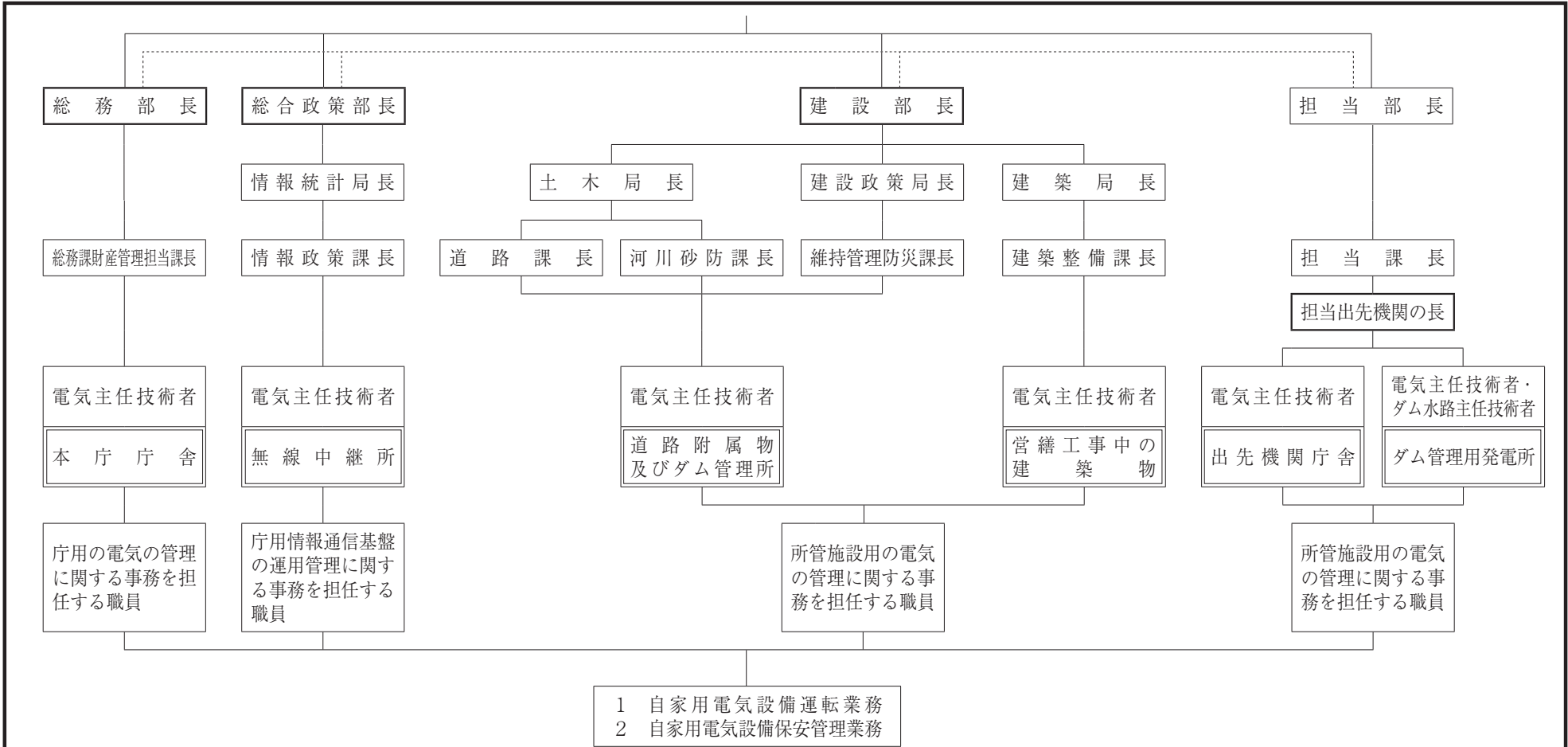
平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。



附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成28年4月1日に一般競争入札の公告を行う指定庁舎等で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 指定庁舎等で使用する電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者

(ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出をした者

(イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者

イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成28年4月1日（金）から同月27日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道総務部総務課（入札情報）のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道総務部総務課

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5055

北海道告示第243号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 指定庁舎等で使用する電力

(ア) 業務用電力（一般）

a 基本料金（一般） 契約電力1kW当たりの単価

b 電力量料金（一般） 使用電力量1kWh当たりの単価

(イ) 業務用電力（平日休日別）

a 基本料金（平日休日別） 契約電力1kW当たりの単価

b 電力量料金（平日） 使用電力量1kWh当たりの単価（平日）

c 電力量料金（休日） 使用電力量1kWh当たりの単価（休日）

イ 数 量

(ア) 年間予定契約電力 5,209kW

a うち業務用電力（一般） 2,767kW

b うち業務用電力（平日休日別） 2,442kW

(イ) 年間予定電力使用量 13,068,600kWh

a うち業務用電力（一般） 5,739,600kWh

b うち業務用電力（平日休日別） 7,329,000kWh

(a) うち平日5,630,300kWh

(b) うち休日1,698,700kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道告示第242号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階 総務部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）
- (2) 入札日時 平成28年5月12日（木）午前11時（送付による場合は、同月11日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道総務部総務課（入札情報）のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）が最低であるものを落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称 北海道総務部総務課
- イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- ウ 電話番号 011-204-5055

10 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government
- a Contract type : Commercial power (standard)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,767 kW
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,739,600 kWh
- b Contract type : Commercial power (by weekday holiday)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,442 kW
- (b) A unit price (weekday) per kWh, The estimated electricity for the year : 5,630,300 kWh
- (c) A unit price (holiday) per kWh, The estimated electricity for the year : 1,698,700 kWh
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 12, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 11, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo, 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5055

北海道告示第244号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年4月1日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1キット及び1袋当たりの単価）及び調達予定数量
- (1) 牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット（1キット186検体分） 417キット
- (2) 採材用シリンダー（1袋100本入） 705袋
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月18日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 株式会社ムトウ
- (2) 住所 札幌市北区北11条西4丁目1番15号
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 100,000円
- (2) 3,300円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第245号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 牛の結核病（種雄牛）
- (1) 実施の目的
牛の結核病の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
美 瑛 町 平成28年5月16日から8月12日まで
- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。
- 2 馬伝染性貧血（種雄馬）
- (1) 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- (2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 見 市 平成28年5月2日から8月31日まで
網 走 市 同
大 空 町 同

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- (4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、深川土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

理事・監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 西 昭 博	雨竜郡妹背牛町字妹背牛2520番地
	雨竜郡妹背牛町字妹背牛284番地	5

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

- 平成28年4月1日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 保安林の所在場所 野付郡別海町本別海7の9、7の10
- 2 指 定 の 目 的 水源の涵養
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
本別海7の9・7の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 苫前郡苫前町字力昼57の3・1302・1303（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、57の4・61・63（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び苫前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
 - (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
 - 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課並びに小樽市役所及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第191号
- (2) 所在が不明な者 中濱 克之
- (3) 掲 示 場 所 島牧村役場
- 2 (1) 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第191号
- (2) 所在が不明な者 石野 達也、吉崎 富吉、工藤 定吉
- (3) 掲 示 場 所 寿都町役場

北海道告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をえりも町役場の掲示場に掲示した。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容
- 平成28年北海道告示第180号
- 2 所在が不明な者
- 阿部 釣治

北海道告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 通 知 の 内 容
- 平成28年農林水産省告示第602号
- (2) 所在が不明な者
- 中井 一紀、石田 来輔、高嶋 千代
- (3) 掲 示 場 所
- 羽幌町役場
- 2 (1) 通 知 の 内 容
- 平成28年農林水産省告示第602号
- (2) 所在が不明な者
- 児玉 清三
- (3) 掲 示 場 所
- 天塩町役場

北海道告示第253号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称
- 平取町
- 2 事 業 の 種 類
- 平取町国民健康保険病院改築事業
- 3 起 業 地
- (1) 収 用 の 部 分
- 北海道沙流郡平取町本町地内
- (2) 使 用 の 部 分
- なし
- 4 事業の認定をした理由
- 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び平取町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起業地を表示する
- 平取町役場
- 図 面 の 縦 覧 場 所

北海道告示第254号

昭和25年北海道告示第967号（準用河川の認定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

茂築別川の項を次のように改める。

改定第三	区	和室給排水設備計画図有様111111区有様の区域地	区
		区有様計画有様111111区有様の区域地	

北海道告示第255号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(1)羅臼海岸の羅臼町の項海岸保全区域の欄1の事項を次のように改める。

1 次の基点㊸から基点㊿までの各点を順次に結ぶ線、基点㊸と補点①とを結ぶ線、補点①から補点④までの各点を順次に結ぶ線及び基点㊿と補点④とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点㊸ 2級基準点T20-139（座標値X=-14,966.571、Y=68,117.919）から方向角135度49分42秒の方向28.566メートルの地点

基点㊹ 基点㊸から方向角336度27分25秒の方向30.615メートルの地点

基点㊺ 基点㊹から方向角353度21分12秒の方向8.899メートルの地点

基点㊻ 基点㊺から方向角261度02分19秒の方向2.632メートルの地点

基点㊼ 基点㊻から方向角342度06分58秒の方向36.142メートルの地点

基点㊽ 基点㊼から方向角331度19分13秒の方向11.271メートルの地点

基点㊾ 基点㊽から方向角40度14分11秒の方向3.065メートルの地点

基点㊿ 基点㊾から方向角307度22分30秒の方向7.034メートルの地点

基点① 基点㊿から方向角331度18分11秒の方向14.932メートルの地点

基点② 基点①から方向角250度33分36秒の方向1.803メートルの地点

基点③ 基点②から方向角334度09分56秒の方向2.455メートルの地点

基点④ 基点③から方向角64度39分20秒の方向13.290メートルの地点

基点㊸ 基点④から方向角334度14分45秒の方向38.178メートルの地点

基点㊹ 基点㊸から方向角244度50分37秒の方向2.729メートルの地点

基点㉔ 基点㉓から方向角337度45分23秒の方向137.831メートルの地点
基点㉕ 基点㉔から方向角336度43分18秒の方向138.956メートルの地点
基点㉖ 基点㉕から方向角61度57分19秒の方向3.637メートルの地点
基点㉗ 基点㉖から方向角333度43分19秒の方向180.482メートルの地点
基点㉘ 基点㉗から方向角63度41分18秒の方向6.069メートルの地点
基点㉙ 基点㉘から方向角333度43分07秒の方向92.703メートルの地点
基点㉚ 基点㉙から方向角336度27分47秒の方向70.061メートルの地点
基点㉛ 基点㉚から方向角350度22分40秒の方向82.177メートルの地点
基点㉜ 基点㉛から方向角327度58分24秒の方向14.895メートルの地点
基点㉝ 基点㉜から方向角350度20分26秒の方向51.241メートルの地点
基点㉞ 基点㉝から方向角338度31分41秒の方向38.025メートルの地点
基点㉟ 基点㉞から方向角350度20分55秒の方向22.779メートルの地点
基点㊱ 基点㉟から方向角80度22分34秒の方向6.998メートルの地点
基点㊲ 基点㊱から方向角344度52分22の方向110.425メートルの地点
基点㊳ 基点㊲から方向角80度22分20秒の方向3.641メートルの地点
基点㊴ 基点㊳から方向角350度21分16秒の方向66.350メートルの地点
基点㊵ 基点㊴から方向角80度22分07秒の方向12.253メートルの地点
基点㊶ 基点㊵から方向角350度21分57秒の方向115.537メートルの地点
基点㊷ 基点㊶から方向角281度34分21秒の方向16.904メートルの地点
基点㊸ 基点㊷から方向角350度20分44秒の方向28.795メートルの地点
基点㊹ 基点㊸から方向角4度30分40秒の方向25.098メートルの地点
補点① 基点㊱から方向角90度00分03秒の方向119.999メートルの地点
補点② 基点㊲から方向角53度34分07秒の方向108.159メートルの地点
補点③ 基点㊳から方向角91度36分22秒の方向78.950メートルの地点
補点④ 補点㊴から方向角112度00分00秒の方向110.567メートルの地点

7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(1)羅臼海岸の羅臼町の項海岸保全区域の欄中12の事項を13の事項とし、2の事項から11の事項までを1事項ずつ繰り下げ、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 次の基点㊲'から基点㊴'までの各点を順次に結ぶ線、基点㊲'と補点⑤とを結ぶ線、補点⑤と補点⑥とを結ぶ線及び基点㊴'と補点⑥とを結ぶ線によって囲まれた区域
基点㊲' 1級基準点漁港原点峯浜漁港（座標値 X = -13,406.583、Y = 67,891.542）から方向角35度03分17秒の方向24.013メートルの地点
基点㊳' 基点㊲'から方向角35度26分59秒の方向91.534メートルの地点
基点㊴' 基点㊳'から方向角32度47分40秒の方向48.303メートルの地点
基点㊵' 基点㊴'から方向角4度46分10秒の方向31.294メートルの地点

基点㉓' 基点㉒'から方向角301度39分46秒の方向13.015メートルの地点
基点㉔' 基点㉓'から方向角286度16分57秒の方向8.442メートルの地点
基点㉕' 基点㉔'から方向角14度15分11秒の方向11.279メートルの地点
基点㉖' 基点㉕'から方向角114度58分38秒の方向33.167メートルの地点
基点㉗' 基点㉖'から方向角96度16分16秒の方向7.324メートルの地点
基点㉘' 基点㉗'から方向角4度45分18秒の方向1.098メートルの地点
基点㉙' 基点㉘'から方向角93度24分52秒の方向19.275メートルの地点
基点㉚' 基点㉙'から方向角183度25分19秒の方向2.061メートルの地点
補点⑤ 基点㊲'から方向角119度59分58秒の方向65.685メートルの地点
補点⑥ 基点㊴'から方向角96度16分14秒の方向79.258メートルの地点

北海道告示第256号

平成元年北海道告示第1949号（北海道屋外広告物条例等の規定による知事が指定する地域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

5の事項中「同 漁場建築佐藤家 寿 都 町 同」を削る。

6の事項中「高速自動車国道」の次に「及び自動車専用道路（一般国道に限る。）」を加え、「これから」を「これから」に改める。

9の事項中「松前町」の次に「七飯町」を加える。

10の2の事項中「方行」を「方向」に改める。

11の事項中「名寄市及び」を削り、「関係総合振興局」を「オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課」に改める。

北海道告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成28年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施 行 者 の 名 称	帯広市
2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・3・47号学園通）
3 事業施行期間	平成28年4月1日から平成35年3月31日まで
4 事業地（収用の部分）	帯広市西13条南41丁目、西14条南41丁目、西15条南41丁目、稲田町基線及び稲田町西1線地内

北海道告示第258号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成28年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 札幌市 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・3・3号北3条通、7・4・41号苗穂駅北通及び8・6・38号苗穂駅前広場連絡歩道） 3 事業施行期間 平成25年9月3日から平成32年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 平成25年北海道告示第575号の事業地のうち、中央区北3条東11丁目、東区北4条東11丁目及び東区北4条東12丁目地内において事業地を変更する。	北海道告示第260号 平成8年北海道告示第1338号（北海道政府調達苦情検討委員会設置要綱）は、廃止する。 平成28年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第261号 平成27年北海道告示第726号（平成28年度、平成29年度及び平成30年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。 平成28年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 第3の3の表中「地域政策部総務課」を「総務課」に改める。
北海道告示第259号 平成8年北海道告示第1337号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正する。 平成28年4月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 題名を次のように改める。 特定調達契約に関する苦情の処理手続 第1の1の事項中「行った製品又はサービスの調達について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」を「締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）について、同令」に改め、「議定書」の次に「によって改正された政府調達に関する協定」を加える。 「第2 北海道政府調達苦情検討委員会の設置等」を「第2 北海道特定調達契約苦情検討委員会等」に改める。 第2の1の事項を次のように改める。 1 北海道特定調達契約苦情検討委員会 北海道特定調達契約苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、特定調達契約に関する供給者の苦情について、この手続に基づき、公平なかつ独立した立場から検討し、調達機関への提案等を行うものとする。 第8の事項中「政府調達」を「特定調達契約」に改める。	道 企 業 管 理 規 程 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成28年4月1日 北海道公営企業管理者 下 出 育 生 北海道企業管理規程第2号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程 北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 別表第1 固定資産の表中 「 シューパロ発電所建設工事口 滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口 を 」 「 滝の上発電所改修工事口 清水沢発電所改修工事口 に改める。 」 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。 道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第 1 号 北海道議会議事事務局 北海道議会議事事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年 4 月 1 日 北海道議会議長 遠 藤 連 北海道議会議事事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道議会議事事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。 別表第 1 第 9 項及び別表第 2 第 5 項中「が営利企業等に従事すること」を「の営利企業への従事等」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。	(1) A 重油その 1（夕張地域）136,000リットル (2) A 重油その 2（岩見沢地域）381,000リットル (3) A 重油その 3（空知南部地域）181,000リットル (4) A 重油その 4（空知中部地域）342,000リットル (5) A 重油その 5（空知北部地域）409,000リットル (6) A 重油その 6（深川地域）72,000リットル (7) 灯 油 その 1（夕張地域）8,000リットル (8) 灯 油 その 2（岩見沢地域）171,000リットル (9) 灯 油 その 3（空知南部地域）33,000リットル (10) 灯 油 その 4（空知中部地域）58,000リットル (11) 灯 油 その 5（空知北部地域）96,000リットル (12) 灯 油 その 6（深川地域）28,000リットル 2 落札を決定した日 平成28年 3 月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1 の(1) ア 氏 名 株式会社トッキュウ イ 住 所 岩見沢市栗沢町最上498番地 9 (2) 1 の(2)、(5)及び(10) ア 氏 名 有限会社永友商事 イ 住 所 砂川市東 6 条南 8 丁目 1 番18号 (3) 1 の(3) ア 氏 名 株式会社小林本店 イ 住 所 夕張郡栗山町中央 1 丁目250番地 (4) 1 の(4) ア 氏 名 株式会社ミウラ商会 イ 住 所 美唄市進徳町 1 区 (5) 1 の(6)及び(12) ア 氏 名 第一興産株式会社 イ 住 所 滝川市朝日町東 2 丁目 2 番 5 号 (6) 1 の(7) ア 氏 名 株式会社北島商会 イ 住 所 夕張市清水沢 1 丁目10番地16 (7) 1 の(8) ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
道 議 会 告 示	
北海道議会告示第 2 号 平成元年北海道議会告示第 1 号（北海道議会傍聴規則）の一部を次のように改正する。 平成28年 4 月 1 日 北海道議会議長 遠 藤 連 北海道議会傍聴規則の一部を改正する規則 北海道議会傍聴規則（平成元年北海道議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。 第12条第 1 項第 1 号中「、杖（常時杖を携帯しなければ歩行が困難である者が携行する者を除く。）」を削り、同項第 4 号中「写真機、映写機」を「カメラ、ビデオカメラ」に改め、「、ポケットベル」を削り、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。 附 則 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁空知教育局告示第33号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 4 月 1 日 北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量	

イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
(8) 1の(9)

ア 氏 名 三谷石油株式会社
イ 住 所 岩見沢市美園4条1丁目2番4号
(9) 1の(11)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社
イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 落札金額

- (1) 48.00円
- (2) 33.60円
- (3) 35.80円
- (4) 34.70円
- (5) 33.60円
- (6) 35.00円
- (7) 51.00円
- (8) 38.79円
- (9) 36.80円
- (10) 33.60円
- (11) 37.00円
- (12) 37.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月26付け北海道教育庁空知教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁後志教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月1日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道教育庁後志教育局複写機賃借契約（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。） 1台 一式

2 落札を決定した日

平成28年3月7日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社川端文化堂
- (2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

4 落札金額

- (1) 1月当たり基本料金 9,500円
- (2) 1枚当たり複写料金 1.69円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年2月9日付け北海道教育庁後志教育局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局企画総務課総務係
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁後志教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月1日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A重油その1（余市養護学校納入分） 100,000リットル
- (2) A重油その2（小樽水産高校納入分） 69,000リットル
- (3) A重油その3（高等聾学校納入分） 178,000リットル
- (4) A重油その4（小樽高等支援学校納入分） 124,000リットル

2 落札を決定した日

平成28年3月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 河辺石油株式会社
イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- (2)ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (3)ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社
イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (4)ア 氏 名 茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番 13 号

4 落札金額

- (1) 55.00円
- (2) 40.48円
- (3) 34.20円
- (4) 34.90円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年 2 月 9 日付け北海道教育庁後志教育局告示第 7 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年 4 月 1 日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量

船舶用燃料 A 重油（J I S 1 種 2 号） 733,000 リットル

2 落札を決定した日

平成28年 3 月 14 日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 北日本石油株式会社
- (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 28 番 5 号

4 落札金額

60.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年 1 月 29 日付け北海道教育庁渡島教育局告示第 13 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局
- (2) 所在地 函館市美原 4 丁目 6 番 16 号

北海道教育庁渡島教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年 4 月 1 日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) A 重油その 1（渡島西部地区） 62,000 リットル
- (2) A 重油その 2（渡島北部 1 地区） 119,000 リットル
- (3) A 重油その 3（渡島北部 2 地区） 174,000 リットル
- (4) A 重油その 4（北斗市地区） 218,000 リットル
- (5) A 重油その 5（函館市 1 地区） 199,000 リットル
- (6) A 重油その 6（函館市 2 地区） 200,000 リットル
- (7) A 重油その 7（函館市 3 地区） 136,000 リットル

2 落札を決定した日

平成28年 3 月 14 日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1 の(1)

ア 氏 名 有限会社早菱産業

イ 住 所 松前郡松前町字月島 187 番地

(2) 1 の(2)

ア 氏 名 株式会社アサイ石油商事

イ 住 所 茅部郡森町字新川町 216 番地の 10

(3) 1 の(3)、(4)及び(7)

ア 氏 名 道南石油株式会社

イ 住 所 函館市大町 9 番 20 号

(4) 1 の(5)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(5) 1 の(6)

ア 氏 名 前側石油株式会社

イ 住 所 函館市大手町 3 番 1 号

4 落札金額

- (1) 60.480円
- (2) 38.880円
- (3) 35.964円
- (4) 35.964円

- (5) 35,100円
(6) 34,884円
(7) 35,424円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年4月1日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊行

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 灯油その1（松前町地区） | 7,000リットル |
| (2) 灯油その2（福島町地区） | 7,000リットル |
| (3) 灯油その3（長万部町地区） | 8,000リットル |
| (4) 灯油その4（八雲町地区） | 9,000リットル |
| (5) 灯油その5（森町地区） | 11,000リットル |
| (6) 灯油その6（七飯町地区） | 8,000リットル |
| (7) 灯油その7（北斗市地区） | 84,000リットル |
| (8) 灯油その8（函館市（旧函館市部）地区） | 78,000リットル |
| (9) 灯油その10（函館市（旧南茅部町）地区） | 4,000リットル |

2 落札を決定した日

平成28年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)
ア 氏 名 有限会社早菱産業
イ 住 所 松前郡松前町字月島187番地
- (2) 1の(2)、(5)、(6)及び(7)
ア 氏 名 株式会社池見石油店
イ 住 所 函館市豊川町10番1号
- (3) 1の(3)

- ア 氏 名 株式会社佐藤エネルギー
イ 住 所 函館市松陰町24番3号
- (4) 1の(4)
ア 氏 名 株式会社エネック
イ 住 所 二世郡八雲町東雲町16番地21
- (8) 1の(8)
ア 氏 名 前側石油株式会社
イ 住 所 函館市大手町3番1号
- (9) 1の(9)
ア 氏 名 八港石油有限会社
イ 住 所 函館市川汲町1636番地1

4 落札金額

- (1) 61,560円
(2) 55,620円
(3) 47,304円
(4) 46,440円
(5) 40,176円
(6) 39,744円
(7) 38,664円
(8) 37,476円
(9) 40,716円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成28年1月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第6号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則6－49

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（用語の意義）

第3条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

2 この規則において「任命権者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）又はその他の法律の規定により任命権を有する者をいい、法第6条第2項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条の規定により、任命権者がその権限の一部を委任した場合は、その委任を受けた者をいう。

第5条の見出し中「又は昇任」を削り、同条第1項中「及び昇任」を削り、「その職」を「職員の職（以下「職」という。）」に改め、「又は第8条」を削り、「ことが認められている」を「ものと定めている」に、「競争試験」を「職員を採用するための競争試験（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第67号）第3条各項又は第4条各項に基づき、採用するための競争試験を含む。以下「採用試験」という。）」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿（以下「名簿」という。）」に改め、同条第2項中「任命する」を「採用する」に、「採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者」を「名簿からの採用候補者」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条中「への採用」を「に職員を採用する場合」に改め、同条後段を削り、同条第2号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第3号及び第4号中「職と」の次に「職務の複雑及び責任の度が」を加え、同条第5号及び第6号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第8条後段を削り、同条第4号中「競争試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は」を削り、同条第5号を削る。

第9条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「又は昇任」を削り、「競争試験」を「採用試験」に改め、「法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認を得て」を削り、「任用する」を「採用する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項を削る。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者が

ない旨の通知を受けた場合又は当該職に係る名簿において、当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない旨の通知を受けた場合

「第3章 試験」を「第3章 採用試験」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

第14条第1項中「職務遂行に必要な能力」を「当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性（第3号において「標準職務遂行能力等」という。）」に改め、同項第3号中「職務遂行の能力」を「標準職務遂行能力等」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条及び第19条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第20条中「当該職に関する職務遂行の能力」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性」に改める。

第22条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

「第5章 任用候補者」を「第5章 採用候補者」に改める。
第1節 任用候補者名簿」を 第1節 採用候補者名簿」

第25条第1項中「任用候補者名簿（以下「」及び「」という。）」を削る。

第26条第2項を削る。

第27条の見出し及び同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第2号中「任用」を「採用」に改め、同条第3号及び第4号中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「任用」を「採用」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第29条の見出し及び同条中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第2号中「第27条第6号」を「第27条第5号」に改め、同条第3号中「第27条第7号又は第8号」を「第27条第6号又は第7号」に改め、同条第4号中「第27条第9号」を「第27条第8号」に改める。

第30条中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第31条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

「第2節 任用候補者の提示」を「第2節 採用候補者の提示」に改める。

第32条の見出しを「（採用候補者の提示）」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、「名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の」及び「高点順に」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「採用すべき者の数よりも少ない」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「前

項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第3項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第33条及び第34条を次のように改める。

第33条及び第34条 削除

第35条中「第6条の規定による」を「提示された採用候補者の中から採用すべき者の選択を行ったときは、当該」に改める。

「第3節 任用の辞退」を「第3節 採用の辞退」に改める。

第36条の見出し中「任用」を「採用」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者」に、「任用を」を「採用を」に改め、同条第2項中「届」を「届出」に改め、同条第3項中「届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第37条の見出しを「（採用の辞退による採用候補者の提示の延期）」に改め、同条各号列記以外の部分中「届」を「届出」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号中「任用される」を「採用される」に改め、同条第3号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用の方法及び手続に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為であって、この規則による改正後の職員の任用の方法及び手続に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めがあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

3 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第1第12号中「競争試験ごとに任用候補者名簿」を「採用試験ごとに採用候補者名簿」に改める。

別表第2個別事項第14号中「第18条」の次に「（法第21条の4第5項において準用する場合を含む。）」を加え、「競争試験」を「採用試験」に改め、同事項第15号(1)中「第9条第3項」を「第9条」に改め、「及び同規則第9条第4項の規定に基づく承認等」を削

り、同事項第17号から第19号までの規定中「任用候補者」を「採用候補者」に改め、同事項第20号中「から第34条まで」を削り、「任用候補者を提示し、又は通知する」を「採用候補者を提示する」に改め、同事項第21号及び第28号中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第10号

昭和61年北海道人事委員会告示第1号（職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年4月1日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

第2条の見出し中「提示等」を「提示」に改め、同条第1項中「任用候補者の」を「採用候補者の」に、「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に改め、同条第2項中「、第33条第1項及び第34条」を削り、「任用候補者を」を「採用候補者を」に、「任用候補者提示書」を「採用候補者提示書」に改め、同条第3項を削る。

第3条第2項第2号中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第4条中「第9条第3項」を「第9条」に改める。

第6条中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改め、「採用候補者名簿にあっては」及び「、昇任候補者名簿にあっては別記第7号様式」を削る。

第8条中「第9号」を「第8号」に、「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第9条第2項中「任用候補者」を「採用候補者」に改める。

第10条第1項中「任用候補者選択結果通知書（別記第8号様式）」を「採用候補者選択結果通知書（別記第7号様式）」に改め、同条第2項中「規則第6条の規定により」を削り、「任用候補者」を「採用すべき者」に、「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第3項を削る。

別記第1号様式中「任用候補者提示請求書」を「採用候補者提示請求書」に、「任用（採用・昇任）候補者」を「採用候補者」に、「採用（昇任）予定数」を「採用に、採用（昇任）採用に改める。予定数」に、予定年月日を予定年月日」に改める。

別記第2号様式中「任用候補者提示（通知）書」を「採用候補者提示書」に、「任用（採用・昇任）候補者」を「採用候補者」に、「提示（通知）します」を「提示します」に、「請求に係る採用」を「請求に係る」「採用（昇任）候補者（昇任）予定数」を「採用予定数」の提示（通知）数」を「採

用候補者の提示数」に、「提示順位」を「順位」に、「住所又は現職」を「住所」に改め、同様式末尾欄外（注）の事項を削る。

別記第7号様式を削る。

別記第8号様式中「任用候補者選択結果通知書」を「採用候補者選択結果通知書」に、「任用（採用・昇任）候補者」を「採用候補者」に、「採用（昇任）候補者」を「採用候補者」に、「提示順位」を「順位」に改め、同様式末尾欄外注1の事項(1)ア中「任用される」を「採用される」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第9号様式中「任用（採用・昇任）候補者」を「採用候補者」に、「提示順位」を「順位」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第160号

刊行物等による情報提供推進要綱（平成13年北海道警察本部告示第123－2号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

北海道警察本部長 北 村 博 文

第5の4のアの事項中「70円」を「20円」に改める。